

ジャパンビジネスサービス  
JHNWIS 2

2009



日本人富裕層

 **ERNST & YOUNG**  
Quality in Everything We Do

---

## ケース スタディ

---

- ▶ 日本人富裕層が欧州に投資する
  - ▶ PB顧客は日本の上場会社株式を大量に所有する資産家である。スイスが絡むとすれば、本人が移住する、資産管理会社だけスイスで作る、日本から直接投資するということが想定される。具体的には、日本人が資産管理会社をスイスで設立する際に3つのシナリオが考えられる：
    - ① 日本の上場株式を保有する
    - ② 欧州の不動産会社に投資をする
    - ③ 当該上場株式を担保にして資金調達する
- 以上3つの取引について、課税関係や実務上の問題を提示する。

---

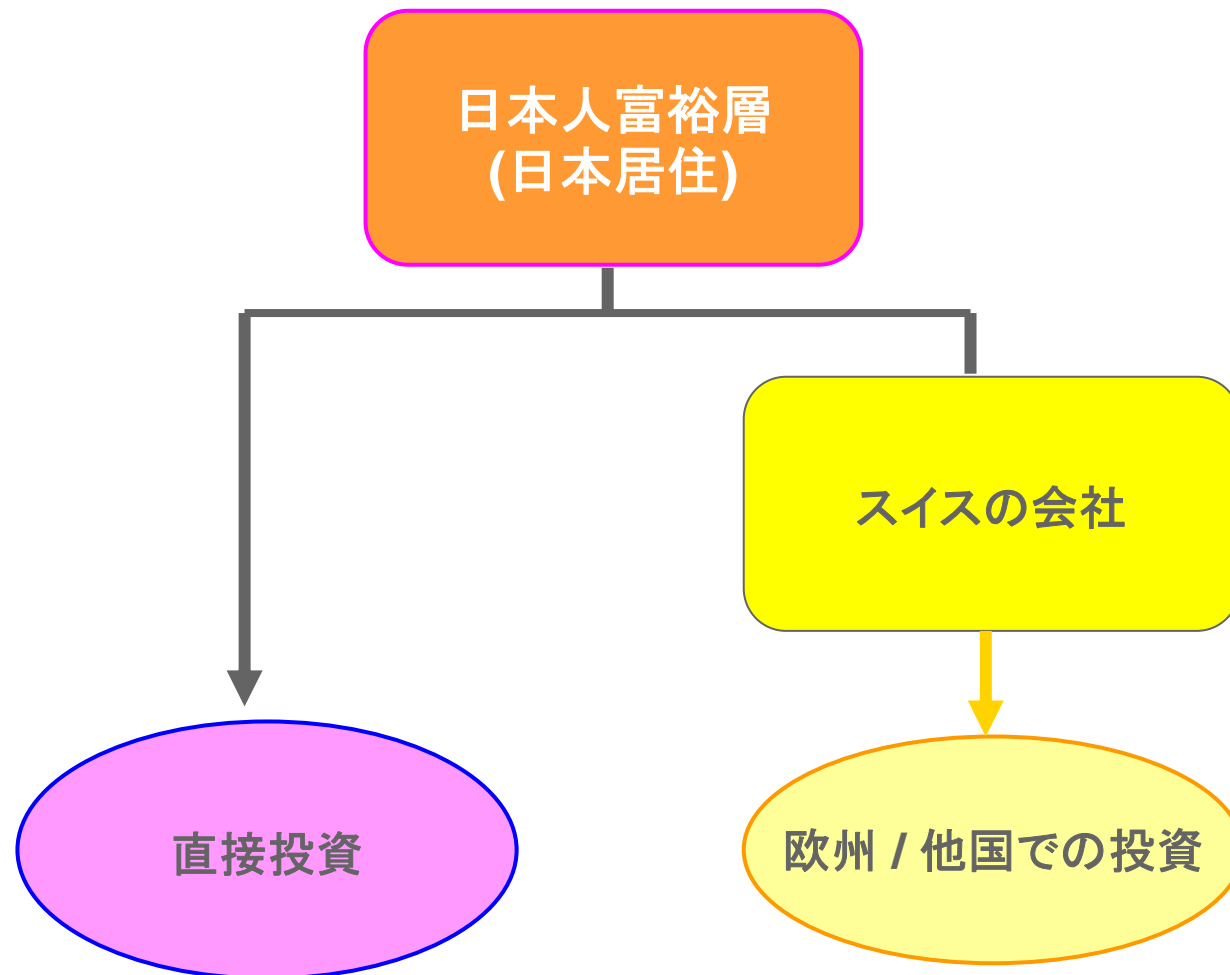
## ケース スタディ - 2つのケース

---

日本人富裕層が:

1. 日本の居住者の場合
2. スイスの居住者の場合

## 1.1 日本の居住者



## 1.2 日本の居住者(=スイスの非居住者)の場合 スイスにおける課税関係

利子所得:	日本の居住者 (=スイスの非居住者)	スイス所在の持株会社
EUの債券		非課税
EUの債券	EUでの源泉所得税なし。 (欧州・スイス間貯蓄課税通達 適用不可)	
スイスの債券		非課税
スイスの債券	35%の源泉所得税、租税条 約により10%に軽減。	
スイスの銀行預金の 利子		非課税
スイスの銀行預金の 利子	35%の源泉所得税、租税条 約により10%に軽減。	

## 1.2 日本の居住者(=スイスの非居住者)の場合 スイスにおける課税関係

賃貸所得:	日本の居住者 (=スイスの非居住者)	スイス所在の持株会社
スイスの不動産		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 賃貸所得に対して 25-30%の収益税。</li> <li>▶ カントン・地方レベルの不動産税。</li> </ul>
スイスの不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ (経費を引いた)純賃貸所得に対して40%の課税。</li> <li>▶ 不動産の財務価値に対して1%の財産税。</li> <li>▶ カントン・ローカルレベルの不動産税。</li> <li>▶ カントンレベルのキャピタルゲイン税。</li> <li>▶ 相続税(租税条約なし)</li> </ul>	
フランスの不動産		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フランスでの賃貸所得に対して課税。</li> <li>▶ ローカルレベルの不動産税。</li> <li>▶ 3%の法人税。</li> </ul>
フランスの不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フランスにおいて賃貸所得に対して課税。</li> <li>▶ ローカルレベルの不動産税。</li> <li>▶ 不動産の価値が 770'000ユーロ以上の場合、財産税。</li> <li>▶ キャピタルゲイン税</li> <li>▶ 相続税</li> </ul>	

## 1.2 日本の居住者(=スイスの非居住者)の場合 スイスにおける課税関係

次の国の法人からの配当:	日本の居住者 (=スイスの非居住者)	スイス所在の持株会社
日本	発行済株式総数の5%未満を保有している場合、所得税7%、地方税3%を源泉徴収(平成23年1月1日以後 所得税15%地方税5%)	発行済株式総数の5%未満を保有している場合、7%の源泉所得税(平成21年4月1日以後 15%)
日本	発行済株式総数の5%以上を保有している場合、20%の源泉所得税(地方税は徴収なし)	発行済株式総数の5%以上を保有している場合、20%の源泉所得税
スイス		非課税
スイス	35%の源泉所得税、租税条約により15%に軽減。	
EU		5%以上の株式を所有する場合、非課税
EU	源泉税、適用可能な租税条約のもとで軽減。	

## 1.2 日本の居住者(=スイスの非居住者)の場合 スイスにおける課税関係

### 法人税 – 要約

- ▶ 持株会社とは、長期保有目的で他の会社に資本参加し、かつ、スイス国内では商業活動をしない株式会社または共同体と定義される。
- ▶ 資本参加額(または資本参加による所得)が全資産(または所得)の2/3超である場合は、法人所得税はない。
- ▶ カントンレベルにおいて魅力的な軽減優遇税がある(→ 非課税/連邦税レベルでは、資本参加は非課税)
- ▶ スイスにある不動産からの所得は定率で課税。
- ▶ EU貯蓄課税通達\* → 親会社 – 子会社通達\*\*。
- ▶ スイスの持株会社から日本人個人に支払われる配当に対して35%の源泉所得税。スイス・日本租税条約のもとで15%に軽減。

\*: EU貯蓄課税通達とはEU居住者に支払われる利益を生むある種の投資についてスイスに源泉徴収税を残す代理人を許可するものである(脱税行為ではない)。その源泉税はEUに再分配される。

\*\* : EU親会社 – 子会社通達とは一定の条件を満たすもとで源泉課税配当が無税となるものであり、この法令はEU域内で有効だったものがスイスにも拡大された。

## 1.2 日本の居住者(=スイスの非居住者)の場合 スイスにおける課税関係

### 個人税 – 要約

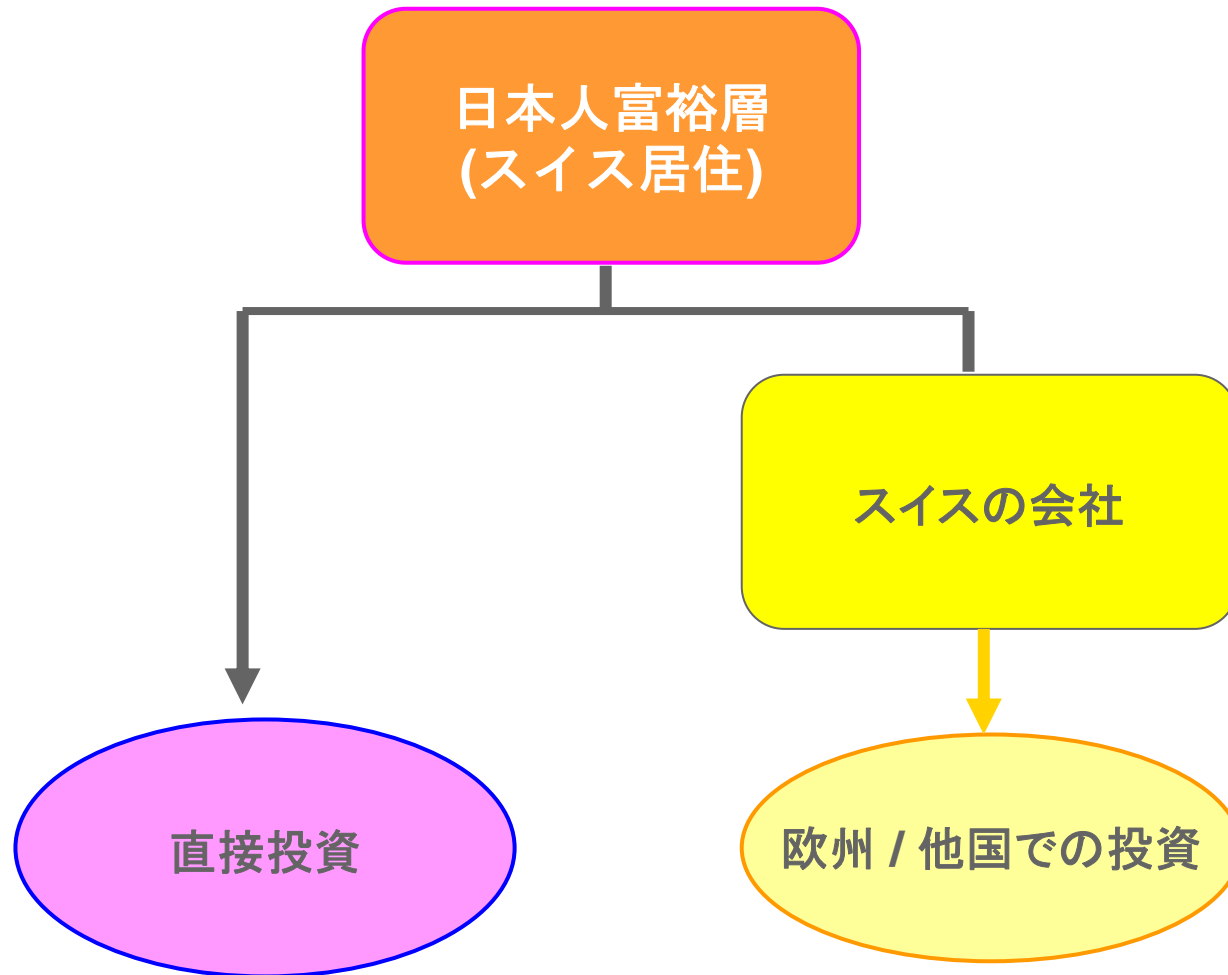
- ▶ スイスで受け取る配当、利子およびスイスフラン建ての銀行預金の利子に対して35%の源泉所得税が課される。
- ▶ スイス・日本租税条約のもとで配当にかかる源泉所得税は15%に軽減。
- ▶ EU貯蓄課税通達はEU源泉の利子には適用できない。
- ▶ スイスの賃貸所得はスイス所得税が課税される(最高で40%の限定課税)。
- ▶ スイス不動産の公的な(課税上の)価値は、カントンレベルの財産税の対象(最高1%までの限定課税);同様にフランスの不動産についてもフランス財産税が課される(770'000ユーロを超える場合)。
- ▶ スイスとフランスでは遺産税はローカル(カントン)レベル。
- ▶ スイス不動産の譲渡による純益はキャピタルゲイン税(30% – 40%まで)が課税される。
- ▶ 不動産を相続人または遺産受取人が相続した場合、相続税が課税される(スイスにおいては、不動産の価値と受取人により、非課税から最高60%まで)。

## 1.3 日本の居住者 日本における課税関係

---

- ▶ 日本の居住者は、全世界所得について所得税が課税される。したがって、海外への直接投資から得る所得およびスイスの法人からの配当についても日本の所得税が課税される。
- ▶ 収入金額に算入する金額は実際に受領した金銭のみだけでなく、収入すべき金額(例.未収の配当金)も含まれるが、含み益については課税されない。
- ▶ 日本の居住者が、スイスの法人の株式等を50%超保有している場合において、その法人が所定の条件を満たさないときは、その法人の所得のうち所有割合に応じる部分をその居住者の雑所得として課税する(タックス・ヘイブン対策税制)
- ▶ 日本からスイスの法人へ投資する際に、たとえば不動産を譲渡して換金してからするときには、キャピタルゲインが実現し所得税・住民税が課税される(分離課税)。
- ▶ 海外の直接投資について課せられた外国税額については所得税から控除できるが、スイス法人に課せられた外国税額は対象外。

## 2.1 スイスの居住者



## 2.2 スイスの居住者の場合 スイスにおける課税関係

- ▶ 法人税に関しては8ページを参照。
- ▶ 個人税レベル:

### 一般課税

- ▶ 全世界の資産と所得で査定 (租税条約の対象)、株式の実質価値に対して財産税が課される！
- ▶ スイスの配当所得に対して35%の源泉所得税、ただしスイスの所得税で精算可。
- ▶ スイスの債券の利子、スイスフラン建ての銀行預金の利子に対して35%の源泉所得税、ただしスイス所得税で精算可。
- ▶ 私有(非事業)動産の譲渡から生まれる利益に対してキャピタルゲイン税なし。
- ▶ 不動産の譲渡にともなう利益に対してキャピタルゲイン税。

### ランプサム課税

- ▶ みなし所得で査定。スイス源泉所得は地方税レベルで決定、外国源泉所得は租税条約の規定に従う。
- ▶ スイスの配当所得に対して35%の源泉所得税、ただしスイス所得税で精算可。
- ▶ スイス債券利子とスイスフラン建て銀行預金の利子に対して35%の源泉所得税、ただしスイス所得税で精算可。
- ▶ 助言： 投資手段としてスイスの会社でなく、ルクセンブルグの会社を使う。
- ▶ 私有(非事業)動産の譲渡にともなう利益に対してキャピタルゲイン税なし。
- ▶ 不動産の譲渡にともなう利益に対してキャピタルゲイン税。

## 2.2 スイスの居住者 スイスでの税負担

---

### ▶ 個人税(続):

#### 一般課税

- ▶ (フランス)賃貸所得は所得税対象、770'000ユーロを超える不動産は財産税の対象。
- ▶ フランスの相続税 (40% から 80%)
- ▶ フランスの不動産投資には、フランスの相続税を軽減するために、SCI(Société Civile Immobilière個人不動産の会社組織モデル)の利用をすすめる。

#### ランプサム課税

- ▶ (フランス)賃貸所得は所得税対象、770'000ユーロを超える不動産は財産税の対象。
- ▶ フランスの相続税 (40% から 80%)
- ▶ フランスの不動産投資には、フランスの相続税を軽減するためにSCIの利用をすすめる。

---

## 2.3 スイスの居住者(=日本の非居住者)の場合 日本における課税関係

---

- ▶ 日本の居住者、非居住者いずれに該当するかは、①住居 ②職業 ③配偶者その他の親族の所在場所 ④日本国内の資産の所在等を総合的に勘案して決定される。
- ▶ 日本とスイスの双方において居住者となる場合には、日本スイス租税条約4条により、相互協議により居住地が決定される。
- ▶ 国内源泉所得に対する課税方法は、その所得の種類により、総合課税または分離課税される。
- ▶ 分離課税が適用される所得については、原則10%ないし20%の源泉がなされる。
- ▶ 日本の非居住者は、日本の国内源泉所得を有する場合にのみ、その国内源泉所得に対して課税される。

---

## 2.3 スイスの居住者(=日本の非居住者)の場合 日本における課税関係

---

- ▶ スイス居住者が日本法人から受ける配当について
- ▶ 1)「租税条約に関する届出書」をその日本法人に提出した場合
  - 6ヶ月以上、25%以上保有の場合 : 10%の源泉所得税
  - その他の場合 : 15%の源泉所得税
- 2)「租税条約に関する届出書」をその日本法人に提出しない場合
  - 上場会社 : 7%の源泉所得税
  - 非上場会社 : 20%の源泉所得税

したがって、関係会社株式については「租税条約に関する届出書」を提出して租税条約の適用を受け、上場株式については所得税の原則適用を受けるのが最も有利。

# Contact



Dr Katsura Suzuki (鈴木桂)  
スイス・ジャパンビジネスサービス代表  
アソシエート・ダイレクター  
Tel : +41 58 286 35 94  
Fax: +41 58 286 34 03  
Mobile: +41 58 289 35 94  
Mobile in Japan:+81 800 2004 6000  
eMail: katsura.suzuki@ch.ey.com  
Web: www.ey.com/ch/japan

- ▶ スイス、アーンスト・アンド・ヤング会計事務所において監査、税務、法務、リスク、トランザクション、そして会計分野にわたる ジャパン・ビジネス・サービスのレプレゼンタティブ。
- ▶ 南オーストラリア大学にて経営管理学博士号取得、ヨーロッパ大学にて経営管理学修士号取得。
- ▶ 国際税法のディプロマ、及びエグゼクティブ・サーチの国際免許を所持。
- ▶ 日本語、英語、ドイツ語に堪能。
- ▶ 日本の法人及び個人クライアント、スイスと日本両国の弁護士、サービス・プロバイダー、政府当局などの専門家のために、20年以上のジャパンビジネスの経験があります。
- ▶ 大学や会社における様々なセミナーにて英語と日本語で講演。